



函館税務署からのお知らせ

(内部事務センター化の実施について)

函館税務署では、以前から行っていました「内部事務の集中化」の取組から、令和3年7月以降は、「内部事務のセンター化」を実施しています。

実施に伴い、函館税務署管内の納税者の方が、申告書、届出・申請書等の提出する場合の提出場所・送付先は次のようになります。

お手順をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。



【提出方法と送信先・提出先・送付先】

	e-Tax (送信先)	書 面	
		郵送(送付先)	窓口(提出先)
7月11日まで	函館税務署	函館税務署	函館税務署
7月12日以降	函館税務署	札幌国税局業務センター 函館分室	函館税務署

留意事項 (令和3年7月12日以降)

- ・内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。
- ・内部事務を処理するため、納税者の皆様に対し、センターから電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- ・センターでは電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は行っておりませんので、「電話相談センター」や函館税務署までお問合せください。
- ・納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり函館税務署で行います。
- ・上記センター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

